

住宅用家屋証明申請に必要な添付書類

個人が新築した家屋

- (1) 住民基本台帳又は住民票の写し
- (2) 確認済証
- (3) 登記事項証明書（全部事項証明書）又は登記完了証及び登記申請書

（以下該当する場合）

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合

- (4) 認定申請書の副本及び認定通知書の写し

個人が取得した建築後使用されていない家屋

- (1) 住民基本台帳又は住民票の写し
- (2) 確認済証
- (3) 登記事項証明書（全部事項証明書）又は登記完了証及び登記申請書
- (4) 取得年月日が分かる書類（次のうちどれかひとつ）
 - ・ 売買契約書
 - ・ 売渡証書
 - ・ 登記原因証明情報
 - ・ その他取得年月日が分かる書類
- (5) 未使用証明書

（以下該当する場合）

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合

- (6) 認定申請書の副本及び認定通知書の写し

個人が取得した建築後使用されたことのある家屋（中古）

- (1) 住民基本台帳又は住民票の写し
- (2) 登記事項証明書（全部事項証明書）又は登記完了証及び登記申請書
- (3) 取得年月日が分かる書類（次のうちどれかひとつ）
 - ・ 売買契約書
 - ・ 売渡証書

- ・ 登記原因証明情報
- ・ その他取得年月日が分かる書類
- ・ 代金納付期限通知書（競売の場合）

（以下該当する場合）

特定の増改築等がされた家屋の場合

- （４） 建物の売買価格及び売主が宅地建物取引業者であることが分かる書類（次のうちどれかひとつ）
- ・ 売買契約書
 - ・ 売渡証書
 - ・ 登記原因証明情報
- （５） 増改築等工事証明書

未入居の場合

- （１） 未入居の申立書（原本） および 下記の添付書類
- ・ 現住家屋が賃貸物件の場合
賃貸借契約書等の写し
 - ・ 現住家屋の処分方法が決まっている場合
現住家屋の処分方法が分かる添付書類
 - ・ 現住家屋の処分方法が決まっていないが、抵当権設定登記を急ぐ場合
金銭消費契約書（ローン契約）
当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し等

※令和6年7月から、宅地建物取引業者が、取得者の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合は、取得者が当該家屋の取得後に入居の意向があることを確認したことを証する当該建物取引業者の証明書である「入居見込み確認書」を申立書および添付書類の代わりとすることができます。

抵当権設定登記の場合

- ・ 金銭消費契約書（ローン契約）
- ・ 債務保証契約書 等